平成２７年（フ）第１９８号
兵庫県加古川市野口町野口801番地の11、従前の住所兵庫県高砂市米田町塩市191番地の24（営業所所在地）兵庫県加古川市加古川町粟津771番地の17（従前の営業所所在地）兵庫県加古川市加古川町友沢422－１
破産者　ウイングオートこと　牛浜　義文
１　決定年月日　平成27年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１４３号
奈良市大安寺１丁目１番　第５号市営住宅第１－402号、住民票上の住所奈良県北葛城郡河合町広瀬台３丁目８番地８　第二岡田マンション401号
破産者　山本　信雄
１　決定年月日　平成27年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１７１号
奈良県天理市指柳町274番地　景福荘101号
破産者　藤田　克典
１　決定年月日　平成27年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１８２号
奈良県天理市川原城町393番地１
破産者　川北眼鏡時計店こと　川北　昌博
１　決定年月日　平成27年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１２６号
広島市中区吉島新町２丁目21番１－402号、開始決定時の住所広島県廿日市市新宮２丁目14番14号
破産者　瀬川　岩男
１　決定年月日　平成27年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８号
広島県福山市山野町大字山野722番地４
破産者　猪原　　敦
１　決定年月日　平成27年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３３０号
熊本市東区下南部１丁目４番53号
破産者　今村　浩美
１　決定年月日　平成27年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７号
大分県速見郡日出町2744番地
破産者　長野　正樹
１　決定年月日　平成27年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目11番24号　メゾンプレパルク303
破産者　林　　錦秀
１　決定年月日　平成27年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１２号
北海道亀田郡七飯町本町５丁目19番７号
破産者　上田　裕一
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２４１号
釧路市昭和中央３丁目31番６号
破産者　大村　直己
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第９２号
青森市大字矢田前字本泉18番地84、開始決定時の住所青森市合浦１丁目10番15号
破産者　肴倉　嘉子
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９３号
青森市大字矢田前字本泉18番地84、開始決定時の住所青森市合浦１丁目10番15号
破産者　肴倉　和夫
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
群馬県伊勢崎市除ケ町353番地１　（株）ベイシア伊勢崎男子寮102
破産者　寺澤　敏夫
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４３号
神奈川県伊勢原市下落合607番地の５　ロイヤルＫＯ　101号、前住所神奈川県伊勢原市高森２丁目18番47号
破産者　松岡　友子
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２３０号
静岡県駿東郡清水町堂庭112番地の11　レオパレスソナタ102、前住所静岡県田方郡函南町間宮727番地の１　パロールＫ＆Ｙ－Ｂ６
破産者　竹村　憲治
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
静岡県三島市大場186番地の11、前住所静岡県三島市西本町４番１号　佐藤ビル204
破産者　竹村美枝子
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４８３号
静岡県袋井市国本1344番地の13、住民票上の住所静岡県袋井市堀越２丁目12番地の17
破産者　門奈　昌史
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係